

統計調査員募集中！

木曾岬町では、国または県が実施する各種統計調査に従事していただける方を募集しています。

統計調査員とは

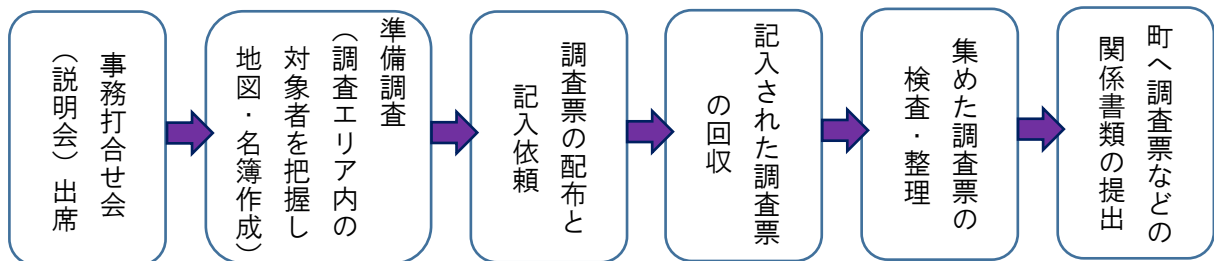
統計調査とは、統計法に基づき国または県が行う調査です。
統計調査員は、調査の対象となる事業所や世帯を訪問し、調査票の配付・回収・点検を行うなど、統計調査の中でも基本的で重要な役割を担っています。

調査員の資格

- ・年齢が満 20 歳以上の健康な方
- ・責任を持って調査事務を遂行できる方
- ・警察・選挙・税務などに直接関係のない方
- ・暴力団員または暴力団員と密接な関係のない方
- ・調査で知り得た事実や内容など、秘密の保護に関し信頼のおける方

調査活動内容

調査への回答の依頼をする対象者は、世帯や事業所で、基本的な流れは次のとおりです。



2ヶ月程度

調査員の身分

調査実施期間中、国や県が任命する非常勤の公務員となり、調査活動中の事故には公務災害補償が適用されるとともに、調査で知り得た内容については法律で秘密の保護が義務付けられています。

多くの統計調査に従事していただき、調査活動が優秀な方には、県知事表彰、大臣表彰の対象となります。また大臣表彰受章後もさらに長年にわたり、調査を実施していただいた方で調査活動が特に優秀な方は、叙勲・褒章の対象ともなります。

今後の主な統計調査

調査名	周期	調査対象	調査実施年	調査期日
住宅・土地統計調査	5年	世帯	令和5年(2023年)	10月1日
漁業センサス	5年	経営体	令和5年(2023年)	11月1日
経済センサス-基礎調査	5年	事業所	令和6年(2024年)	6月~翌年3月
全国家計構造調査	5年	世帯	令和6年(2024年)	10月~11月
国勢調査	5年	世帯	令和7年(2025年)	10月1日

統計調査員は登録制です

統計調査の依頼は、調査規模や調査対象地区を考慮した上で行いますので、統計調査員へのご登録は、必ずしも調査依頼を確約できるものではないことを、あらかじめご了承ください。

調査員登録方法

- 木曾岬町役場 危機管理課（下記問い合わせ先）までご連絡下さい。
- 登録を希望される方は、統計調査員申込書を記入していただきますので、危機管理課までお越しください。
- 申込書はホームページからもダウンロードができます。（下記QRコード）（ご記入してお持ちいただくこともできます。）
- 申請の際には報酬を振込む銀行通帳とマイナンバーカードをご持参ください。（当日、登録に必要な顔写真を撮らせていただきます。）

任命

- 調査の種類に応じて、町から電話にて依頼します。
- 町から調査員として推薦し、国または県から任命を受けます。
- 調査に従事。（任命期間は主に2ヶ月程度）

問い合わせ先

木曾岬町役場 危機管理課（庁舎3階）
〒498-8503
三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地 251 番地
TEL:0567-68-6101 FAX:0567-68-3792
E-mail:kikikanri@town.kisosaki.mie.jp

統計調査員募集の
町ホームページはこちら

